

令和2年3月25日

新型コロナウイルス感染拡大に伴うガスの特別措置について

福島ガス株式会社

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ガス料金等の公共料金の支払いが困難になるなど、多大な被害が発生・拡大していくことが懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症対策本部及び経済産業省からガス料金の支払期日の延長について、ガス事業者に対して要請をされております。

このような状況を踏まえ、当社は、生活に影響を受けられるお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記のとおりガス料金の特別措置を講ずることといたします。

記

1. 適用対象

- ・当社とガスを契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまを対象とします。

2. 特別措置の内容

- ・2月・3月・4月検針分のガス料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

3. 特別措置の申込方法

- ・特別措置の適用のご相談、お申込みについては、当社の料金課までご連絡ください。

福島ガス料金課

【電 話】 024-534-2177

【受付時間】 平日 8:30～17:00